〇斜里町地域活動団体の認定に関する要領

令和７年６月２５日

教委要領第１号

（目的）

第１条　この要領は、斜里町立学校における部活動の受け皿として、斜里町地域活動団体（以下「地域活動団体」という）に認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

（認定の要件）

第２条　地域活動団体の認定の要件は、次の各号を満たしたものとする。

（１） 部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツまたは、文化芸術活動を行い、専門性の高い指導を目指すこと。

（２） 町内に主たる活動拠点を有すること。

（３） 原則週１回以上の活動とすること。ただし、休日（土曜・日曜・祝日）の活動を基本とし、平日を含め年間５０日程度以上の受入れを行うこと。

（４） 地域活動団体に参加する会員（中学生等及び保護者）が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。

（５） 団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。

（６） 会員から運営に必要な会費等を徴収していること。

（７） 営利を目的とした団体でないこと。

　（認定の申請）

第３条　地域活動団体の認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という）は、「斜里町地域活動団体認定申請書」（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

（１） 団体の規約または、それに相当するもの

（２） 当年度の活動計画書（様式第２号）

（３） 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める書類

　（認定の決定）

第４条　教育長は、前条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて現地調査を行い、認定の可否について判断し、「斜里町地域活動団体認定通知書」（様式第３号）または「斜里町地域活動団体不認定通知書」（様式第４号）を申請者に送付する。

（変更の届出）

第５条　認定を受けた地域活動団体（以下「認定地域活動団体」という）は、「斜里町地域活動団体認定申請書」（様式第１号）の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに教育長に届け出なければならない。

　（認定の取消し）

第６条　教育長は、認定地域活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

（１） 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。

（２） 認定の要件を欠くに至ったとき。

（３） 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。

（４） 認定地域活動団体としてふさわしくない行為があったとき。

（５） その他、教育長が認定地域活動団体として不適当と認めたとき。

　（認定地域活動団体に対する支援）

第７条　教育長は、認定地域活動団体に対し、支援を行うものとする。

　（認定地域活動団体の責務）

第８条　認定地域活動団体は、教育長が行う事業に対し、依頼に応じて連携協力を行うものとする。

２　 認定地域活動団体は会員に対してスポーツ安全保険等、傷害保険の加入促進に努めなければならない。

　（その他）

第９条　この要領に定めのない事項については、教育長が必要に応じて別に定める。

附　則

この要領は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。